

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会
福祉カー貸出実施規程

平成 9年 2月21日
阿社協規程 第21号

(目的)

第 1条 この規程は、阿見町居住の高齢者及び心身障害者（児）に低床カー（以下福祉カーという）を貸出し、社会への参加を促進し福祉の向上を図ると共に福祉カーの効率的運営に必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2条 本事業の「事務局」は阿見町社会福祉協議会（以下本会という）に置く。

(福祉カーの管理責任者)

第 3条 福祉カーの管理責任者は本会事務局長をもってあたる。

(用語の定義)

第 4条 利用者とは、高齢者及び心身障害者（児）をいう。

2 利用責任者とは、福祉カーを利用する側の責任者（成人）をいう。

(貸出対象者)

第 5条 福祉カーを利用できる者は、阿見町に居住し次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 利用者の家族、親族、隣人、友人等で利用者の移動に協力する者。
- (2) 阿見町社会福祉関係団体の者で利用者の移動に協力する者。
- (3) 阿見町社会福祉ボランティアで利用者の移動に協力する者。
- (4) 本会事務局長が認めた者。

(貸出の条件)

第 6条 福祉カーは次の各号に掲げる条件により貸出するものとする。

- (1) 利用者は、運転手を付さなければならない。なお介助等を要する者が利用する時は、運転手の他に介助者を付さなければならない。
 - (2) 貸出は、原則として2日以内とする。
 - (3) 普通免許取得後1年以上のものとする。
 - (4) 低床カー取扱説明書を厳守しなければならない。
- 2 前項のほか、保管場所を有するものとする。

(貸出の停止)

第 7 条 次の各号の一つに該当する場合は貸出を停止する。

- (1) 福祉カーの保守、点検が必要な場合。
- (2) 12月28日から1月3日の間。但し、特に本会事務局長が認めた場合を除く
- (3) 本規程に違反し利用した者。

(利用料及び利用責任者の負担)

第 8 条 福祉カー利用料は無料とする。但し、次の各号に該当するものは利用責任者が負担する。

- (1) 福祉カー利用における交通事故等にかかる賠償金、見舞金及び車輛の修理代
但し、本会加入の自動車保険の補償範囲内を除く。
- (2) 福祉カー返納時に、走行1kmあたり10円を燃料相当分として利用者側が支払うものとする。
- (3) その他、福祉カー運行に要するすべての経費。

(利用申込)

第 9 条 福祉カーを利用する者は、福祉カー利用申込書及び報告書(様式第1号)に福祉カーを運転する者の「運転免許証の写し」を添付し、利用日の1ヶ月前から利用前までに事務局へ申請し本会事務局長の許可を得るものとする。

- 2 利用申込は、本会の休み以外の日とし、午前8時30分から5時までとする。
- 3 利用責任者は、利用承諾決定後、利用申請書等の記載事項に変更が生じた場合はすみやかに事務局に連絡しなければならない。

(福祉カー貸出の出入庫時間)

第10条 福祉カー貸出の出入庫時間は原則として月曜日から金曜日(祭日を除く)までの午前8時30分から5時までとする。但し、本会事務局長が認めた場合は除く。

(利用責任者及び運転者の義務)

第11条 利用責任者及び運転者は次の各号を守らなければならない。

- (1) 交通法規の遵守。
- (2) 福祉カーを利用目的以外に使用しない。
- (3) 福祉カー返納時に福祉カー利用申請書及び報告書(様式第1号)に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。
- (4) 使用後は、確実に福祉カーの内外を清掃すると共に、事務局の点検を受け返納する。
- (5) 万一事故等が発生した場合は直ちに事務局に報告する。
- (6) その他使用するにあたり事務局の指示に従うと共に、福祉カー利用心得(様式第2号)を厳守する。

(免責事項)

第12条 利用承認後、やむを得ない事情により福祉カーが使用不能となり、その結果生じた利用者側の損害等について本会は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成 9年 2月 21日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年 3月 11日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。